

第3章 国際理解の促進

3-1 国際理解教育

1 国際交流団体等が主体となった国際理解教育

本県では、国際交流団体やJICA東北支部、教育機関、行政等が、学校や地域において、国際協力活動への参加経験者や県国際交流員を講師とした出前講座や在住外国人の方々との交流などを通じた国際理解教育を実施しています。また、こうした活動の実施にあたっては、関係機関が連携し、国際理解の一層の促進に向けた意見・情報交換等が図られています。

2 教育機関における国際理解教育

県内の教育機関では、小学校段階から各教科等の実践を通して、異なる文化や歴史を尊重する態度や外国語によるコミュニケーション能力を育成しています。国際化が一層進展する中、今後とも、異なる文化や価値観を有する人々への理解を深めつつ、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動していく能力や態度を育成していく必要があります。

具体的には、小学校3～4年生における外国語活動や、小学校5～6年生、中学校、高等学校の外国語の授業などにおいて、教員と外国語指導助手（ALT）等が連携した授業が実施されているほか、JICAボランティア経験者や県国際交流員（CIR）、地域在住の外国出身者などを講師とした国際理解講座などが開催されています。

なお、県内では、令和6年2月末現在で、高等学校6校（県立4、市立1、私立1）が、国際関係の学科やコース等を設置し、幅広い国際感覚を養うための授業を実施しているほか、一部の高等学校では、生徒の海外研修への派遣や外国人高校生との交流、海外への修学旅行などを実施しています。

【JETプログラム】

「JETプログラム」とは「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、県や市町村などが総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下に、国際交流に関心のある海外の青年を招致し、外国語教育の充実や地域国際レベルの国際交流、スポーツによる国際交流などを図るものです。県内では、昭和62年に3か国11名の受入から始まり、令和5年度は15か国100名を招致しています。そのうち、県教育委員会では、29名の外国語指導助手を招致しており、県立高等学校や県立特別支援学校等に派遣することにより、次代を担う児童・生徒の国際理解の推進や、コミュニケーション能力の育成等に成果をあげています。

表3-1-1 本県JET参加者数の推移

(令和6年2月末現在)

※全国計はR1.7.1現在

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
ALT	74	73	74	82	96	97	96	71	87	92	91
CIR	5	5	5	5	9	10	13	10	9	9	8
SEA	2	2	1	1	0	1	2	2	1	1	1
県内計	81	80	80	88	105	108	111	83	97	102	100
全国計	4,372	4,476	4,786	4,952	5,163	5,528	5,761	—	—	—	—

(単位:人)

ALT: 外国語指導助手(Assistant Language Teacher)

CIR: 国際交流員(Coordinator for International Relations)

SEA: スポーツ国際交流員(Sports Exchange Advisor)

(全国(一財)自治体国際化協会調べ)

表3-1-2 高等学校における国際関係学科等の設置状況

(令和6年2月末現在)

	学校名	国際関係の学科・コース等
県立	山形東高校	国際探究科
	米沢興譲館高校	国際探究科
	酒田東高校	国際探究科
	酒田西高校	普通科 英語コース
市立	山形市立商業高校	国際コミュニケーション科
私立	羽黒高校	普通科 国際コース

表3-1-3 高等学校における海外への修学旅行(令和5年度)

	学校名	期間	人数(人)			行き先
			生徒	引率等	計	
県立	東桜学館高校	11/8~11/12	129	5	134	シンガポール・マレーシア
	鶴岡南高校	11/7~11/10	197	9	206	台湾
	酒田東高校	12/10~12/13	143	8	151	台湾
	酒田光陵高校(情報科)	11/8~11/11	27	2	29	台湾
私立	九里学園高校	11/15~11/22	19	2	21	アメリカ合衆国ハワイ州
		6/10~6/15	13	2	15	台湾
	羽黒高校	12/3~12/9	32	3	35	アメリカ合衆国ロサンゼルス
		12/3~12/8	57	3	60	シンガポール

3 大学等における国際理解教育

県内の大学や短期大学等においても、学部や学科の研究テーマに沿った形で、異文化理解や多文化共生、国際関係等をテーマにした講義が実施されています。また、外国語の講義や海外への派遣研修、留学生との交流などを通じた国際理解の促進も図られています。

4 国際交流員による国際理解の促進

本県では、JETプログラムに基づき、日本語能力の高い外国籍の職員を国際交流員（CIR：Coordinator for International Relations）として招致しています。（令和6年2月末現在で3名（米国、韓国、中国）を招致）

国際交流員は、本県の国際関係業務の通訳や翻訳に加え、学校や国際交流団体、企業等における国際理解講座の講師を務めることなどにより、県民の国際理解の促進や国際交流の推進に貢献しています。県のほか、米沢市ではアメリカ及びシンガポールの国際交流員各1名、鶴岡市でアメリカの国際交流員を、東根市でドイツの国際交流員をそれぞれ1名招致しています。

3-2 外国語教育

1 教育機関における外国語活動、英語教育

学習指導要領では、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりするコミュニケーション能力を育成することを、外国語教育の目標としています。平成29年・平成30年に現行の学習指導要領が告示され、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施となりました。令和4年度からは高等学校において年次進行で全面実施となっております。学習指導要領では、小・中・高等学校を通じて5つの領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」）の言語活動を通して、外国語教育を抜本的に強化することとされています。

小学校では、平成23年度から、外国語によるコミュニケーションへの積極的な態度の育成や外国語への慣れ親しみを目標とする外国語活動が5・6年生で行われていますが、令和2年度からは、3・4年生に外国語活動が導入され、5・6年生では外国語が教科となり、段階的に「読むこと」「書くこと」が学習内容に加われました。中学校では、「やり取り」「即興性」を意識した活動等を充実させ、自分自身の考えや気持ちなどを伝え合う対話的な活動が重視されています。高等学校では5領域を総合的に扱う科目やディベートやディスカッション等を通じて発信力を高める科目を設定し、日常的话题や社会的な話題について、英語で情報や考えを理解し、伝え合う能力を養う授業を行うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する教育が行われています。

こうした外国語活動や英語授業の実施にあたっては、外国語指導助手（ALT）が児童生徒への英語指導のほか、日本人教師の補助や教材作成などの面で大きな役割を担っています。

令和3年度からは、新時代の英語教育推進事業として、小学校10名、中学校10名の教員を英語教育実践リーダーに任命し、各地区の英語教育を推進する教員の育成に取り組んでいます。外部講師等の指導によりリーダーの英語指導力の向上を図るとともに、実践事例を公開授業研究会やクラウドサービス等で発信・普及し、生徒の英語力向上を図っています。

2 高等学校における英語以外の外国語教育

県内では、令和6年1月末現在で、13校（県立7、市立1、私立5）が、英語以外の外国語（中国語、韓国語、ロシア語、フランス語、スペイン語）の授業を選択科目として設定し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指しています。

表3-2-1 高等学校における英語以外の外国語授業実施状況

（令和6年1月末現在）

	学 校 名	英語以外の外国語授業（選択科目）
県立	天童高校	中国語、韓国語
	北村山高校	中国語、韓国語
	左沢高校	中国語
	村山産業高校	中国語、韓国語
	荒砥高校	中国語
	庄内総合高校	中国語、韓国語
	酒田光陵高校	中国語、ロシア語、韓国語
市立	山形市立商業高校	中国語、韓国語
私立	東北文教大学山形城北高校	韓国語
	山形明正高校	中国語、スペイン語
	惺山高校	韓国語
	基督教独立学園高校	韓国語
	羽黒高校	フランス語

3 大学等における外国語教育

県内の大学や短期大学等では、必修科目としての外国語（英語、第二外国語）のほか、学部や学科の専門分野に関する外国語による講義や研究が行われています。また、語学の習得等を目的とした海外への派遣研修も行われています。

4 社会生活基本調査における外国語学習者数

総務省がまとめた令和3年社会生活基本調査によると、過去1年間（令和2年10月20日～令和3年10月19日）に外国語学習を行った人の割合は、山形県が全国39位となっています。（平成13年：37位、平成18年：47位、平成23年：47位、平成28年：46位）

※社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動について調査し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和51年から5年ごとに実施しているもの。

